

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

(1)人権教育

②社会教育

ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出

学習機会の提供とともに学習成果の活用に努め、学習の場と実践活動の場を結びつけるなど学習サイクルが生まれるような工夫に努めます。

〈施策の方向性〉

- ・学習成果が実践活動に活かされる学習体系の整備
- ・多様な手法を用いた学習プログラムの提供
- ・市民活動団体との連携・協働による多様な学習機会や実践活動の場の提供

①推進のための取組み																																				
第4章 2-(1)-②-ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出																																				
②施策の方向性																																				
学習成果が実践活動に生かされる学習体系の整備																																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																																		
地域研修		教育委員会																																		
⑥事業・取組みの内容																																				
【人権全般】																																				
市民が人権について正しい認識と理解を深めることができるよう、市民センターを中心に人権研修を行う。実施にあたっては、個別の人権課題に限らず、暮らしの中の身近な問題を通じて人権について学ぶものとする。																																				
⑦令和4年度までの実施状況																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> </tr> <tr> <th>開催回数</th> <th>参加人数</th> <th>開催回数</th> <th>参加人数</th> <th>開催回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権市民講座</td> <td>246回</td> <td>6,413人</td> <td>257回</td> <td>6,266人</td> <td>356回</td> <td>10,530人</td> </tr> <tr> <td>家庭教育学級</td> <td>127回</td> <td>1,540人</td> <td>241回</td> <td>6,044人</td> <td>337回</td> <td>5,857人</td> </tr> <tr> <td>PTA自主講座</td> <td>0回</td> <td>0人</td> <td>5回</td> <td>91人</td> <td>0回</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table>				令和2年度		令和3年度		令和4年度		開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	人権市民講座	246回	6,413人	257回	6,266人	356回	10,530人	家庭教育学級	127回	1,540人	241回	6,044人	337回	5,857人	PTA自主講座	0回	0人	5回	91人	0回	0人
	令和2年度			令和3年度		令和4年度																														
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数																														
人権市民講座	246回	6,413人	257回	6,266人	356回	10,530人																														
家庭教育学級	127回	1,540人	241回	6,044人	337回	5,857人																														
PTA自主講座	0回	0人	5回	91人	0回	0人																														
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																				
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p>																																			
	<p>昨今、従来からある人権課題のみならず、SDGsなど社会情勢を反映したものを取り上げる講座が増えている。 また、人権啓発映画DVDなどの視聴覚教材を活用し、市民が親しみやすい講座を開催するなど、趣向を凝らした講座も多いことから、市民の人権感覚の醸成に役立つものとなっている。</p>																																			
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																				
<p>今後は、登録した約束事がどのように浸透し、守られていくかを注視していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民センターの生涯学習講座の中でも、人権講座は、講師や参加者の確保の面から企画立案に工夫が求められる。また、人権学習で学んだことを地域におけるコミュニティ活動の中で実践し、人権感覚を身につけるような学習サイクルが必要である。 人権講座の企画立案は、市民センター館長が中心となって行っているが、人権啓発指導者としての意識や資質を高めるため、館長研修などの内容の充実を図る必要がある。 全市民センターに配布している、人権啓発映画DVDや人権を考える5分間のラジオ番組「明日への伝言板」録音CDなどメディア教材の活用を促す。 現在、すべての市民センターが登録している市民運動、人権の約束事運動「ほっとハート北九州」との連携を推進する。 新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭教育学級開設のノウハウの継承が難しくなったり、PTA任意加入に伴うPTA組織の簡略化等により、活動が縮小しているため、代替講座等の検討を進めていく。 																																				
⑩令和5年度以降の実施計画																																				
継続実施																																				

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-②-ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出		
②施策の方向性		
学習成果が実践活動に生かされる学習体系の整備		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市民カレッジ	平成15年度～	市民文化スポーツ局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>市民カレッジは、市民の多様な学習ニーズに対応した生涯学習機会を提供し、自己実現の促進および「循環型生涯学習社会」を担う人材の育成を図るものである。</p> <p>また、平成29年度より、北九州市民カレッジをより多くの方に受講していただくことを目指して、指定された講座の中から一定の回数を特別料金で体験できる「スポット受講」制度を開始した。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>専門的かつ高度な学習機会を提供し、自己実現や生涯学習社会を担う人材の育成を図るとともに、地域活動や現代的課題に関する講座、高等教育機関と連携した講座の開設の拡充を図り、市民の多様な学習ニーズに応えている。</p> <p>小倉北区にある生涯学習総合センターと、平成25年度からは、コムシティにオープンした八幡西生涯学習総合センターとで実施している。</p> <p>令和4年度は、55講座を実施し、受講者総数は1,115名であった。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>日々の暮らしの中にある問題を取り上げることで、学習成果が実践活動にいかされ、学習の場と実践活動の場を結びつける学習サイクルが生まれるように工夫するとともに、毎年「地域力アップセミナー」の受講生で組織する自主学習活動グループの結成を促して学びの成果を地域へ還元するなど、一定の成果を得ている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>性別、年齢、職業の有無を問わず、気軽に受講できる内容の講座を企画することが重要である。</p> <p>また、講師による一方的な講義だけでなく、より受講者間の相互交流を進めることも視野に入れながら企画するとともに、「北九州市民カレッジ」を通じた人権文化のまちづくりの土壌づくりを促進するため、当事業のさらなる周知を図る。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
引き続き、学びの成果が地域活動にいかされる「循環型生涯学習社会」の推進を図る。		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-②-ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出		
②施策の方向性		
多様な手法を用いた学習プログラムの提供		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
企業研修	昭和52年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>市内民間企業の事業主、研修担当者等が人権問題について正しい認識と理解を深め、適正な採用選考システムの確立が図られるよう研修を行うもの。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>●令和4年度「公正採用選考人権啓発推進員研修及び人権を考える企業のつどい」</p> <p>動画配信：令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)</p> <p>主 催：北九州市教育委員会、北九州市、北九州市内各労働基準監督署、北九州市内各公共職業安定所、北九州市内企業内同和問題研修推進委員会ブロック連絡会、北九州市人権問題啓発推進協議会、人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会、北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”</p> <p>対 象 者：企業の事業主、市内企業の公正採用選考人権啓発推進員、採用担当者、人事担当者等</p> <p>内 容：「働く幸せ実現のため 社員から教わったこと」</p> <p>講 師：大山隆久氏(日本理化学工業株式会社 代表取締役社長)</p> <p>参加者数：428人</p> <p>備 考：動画を視聴後、アンケートに回答することで参加者を把握 福岡県の競争入札参加資格審査の地域貢献活動評価項目</p> <p>※令和2年度～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「公正採用選考人権啓発推進員研修」と「人権を考える企業のつどい」を合同で開催したもの。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>「人権文化のまちづくり」に向けて、市民一人ひとりが人権意識を高めていくために、生涯学習の一環として、地域や家庭のほか、職域などあらゆる場で、地域の実情に応じた多様な学習機会の充実を図る必要がある。</p> <p>企業研修は、公共職業安定所、労働基準監督署、北九州市内企業内同和問題研修推進委員会等との連携協力により職域のニーズに即した学習機会を提供することを目指している。研修には多くの企業経営者、研修担当者等が参加し、人権に対する見識を深めることができたと考えている。</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、令和2年度より、2つの事業を合同開催で動画配信としているが、受講者からは、参加しやすい、何度でも確認できるなど、評価されている。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>今後も、効率的かつ効果的な研修会とするべく、より一層、内容の充実を図る必要がある。</p> <p>当該研修は、実施にかかる事務手続き・事務処理の効率化を図るため、市内各区で単独開催していた「公正採用選考人権啓発推進員研修」と教育委員会が開催していた「人権を考える企業のつどい」を集約したものである。平成27年度からは実施について一括契約(委託)、平成29年度からは市内2か所で開催するよう見直しを図った。</p> <p>コロナの影響による動画配信が続いているが、状況を見ながら随時見直しを図っていきたい。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
継続実施		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-②-ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出		
②施策の方向性		
多様な手法を用いた学習プログラムの提供		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権学習講座	平成19年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>市民に対しては、多様な学習ニーズに答え、学習意欲や学習効果が高まるようなプログラムを提供し、指導者に対しては、人権講座を実施する際のヒントとなるような新たな切り口や手法による人権学習講座を実施する。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>・「人権文化のまちづくり講演会」 日 時:令和4年10月12日(水)14:00～16:00 場 所:北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 2階ホール 対 象:市民センター館長、社会教育主事・主事補等 講 師:藏座江美(キュレーター) 演 題:知ることからはじまる 菊池恵楓園絵画クラブ金陽会作品展からの気づき</p> <p>・特別人権授業 日 時:令和4年11月2日(水)14:00～15:00 実施校:北九州市立向洋中学校 対 象:児童、教職員、PTA等 ゲストティーチャー:ROSE氏(I'm me代表理事) 演 題:「ありがとう 命」</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評 価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	・「人権文化のまちづくり講演会」について 地域で「人権文化のまちづくり」を進めていくために、実践活動の指導的役割を果たす市民センター館長等を対象とした講演会を開催した。実施後のアンケート結果では、9割を超える参加者が「大変参考になった・参考になった」と回答しており、多くの参加者に共感と感銘を与えることができた。 ・「特別人権授業」について 人権教育実践研究サークルの実践校等の中から、特別人権授業を行う学校を決め、計画的に実施したため、より、趣旨に即した授業を行うことができた。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
・市民が主体的に人権学習に取り組む意識を醸成するためには、学習効果を活かした実践活動を通して新たに学習意欲を喚起し、進展させることが必要である。また、その啓発を先導する市民センター館長等の資質向上、さらにはコミュニティ活動への働きかけも必要である。 ・一方で、事業に係る費用と得られる効果を考慮し、「特別人権授業」は学校との協働も図りながら、効率的かつ効果的に実施できるよう、手法や内容を検討していくことが必要になる。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
今後、新たな手法を研究しつつ、効果的な事業実施を目指す。		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-②-ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出		
②施策の方向性		
市民活動団体との連携・協働による多様な学習機会や実践活動の場の提供		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
ESD推進事業(再掲)	第3章 2-(2) 第4章 2-(1)-②-ウ	平成18年度～ 環境局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>ESD(持続可能な開発のための教育)とは、持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが世界、将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、より良い社会づくりに参画するための教育である。人権問題は、その中の大きなテーマかつ課題の一つである。具体的には、ESD活動を通じて世界の人々との繋がりを意識しながら、男女の格差、貧困問題、障害者との関わり方など、あらゆる人権について考える場となっている。</p> <p>本市は、SDGs未来都市として、その基盤となる「持続可能な社会」の構築を図るため、市民、NPO、学校、企業、行政等からなる「北九州ESD協議会」を中心としてESDを推進している。当協議会は、国連大学から認定された九州初の「ESD推進拠点(RCE)」で、市民団体や大学をはじめ、環境活動や多文化共生等を行う93団体(令和5年3月現在)が会員となり、各専門分野を活かした活動やパートナーシップによる取組を進めている。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>○普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動者の意欲向上と優れた活動の発掘・普及を目的とし、北九州ESD協議会、北九州SDGsクラブとの協働により「2022北九州SDGs未来都市アワード」を実施した。市内を中心にSDGs・ESD活動に取り組む団体等13団体(応募数35団体)を表彰した。 ・ESD協議会のプロジェクトや会員の活動報告会を対面とオンラインで実施した。 ・イベント「ESDツキイチの集い」は、オンラインを含め5回(参加者約90名)実施した。 <p>○人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国ESDスタディツアーの実施や、海外からの視察団の受け入れ等を通して、互いの文化交流を行った。 ・あらゆる世代の人たちの学びの機会となる出前講座を市民センター等で50講座実施した。 <p>○ESD協議会の運営体制の在り方を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップや準備委員会を設け、「会員が主体となる組織運営づくり」を目指して、運営体制の見直しを行った。 		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>新型コロナウイルス感染状況に応じて、様々なイベントや対面での会議等を対面や、オンラインで積極的に行うなど、新たな方法での事業を実施した。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
令和5年度は更なる新しい方法での事業の実施に取り組み、引き続き様々なステークホルダーとの協働によるESD活動の推進を図る。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな運営体制による会員同士の情報交換及び交流を通して、次世代の育成を図る。 ・ユースによる講座を市民センターや中学・高等学校等で実施する。 ・子どもたちを対象に、自然の中での体験を通して環境について学ぶイベント等を実施する。等 		

①推進のための取組み																				
第4章 2-(1)-②-ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出																				
②施策の方向性																				
市民活動団体との連携・協働による多様な学習機会や実践活動の場の提供																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
夜間学級運営補助事業	平成17年度～	教育委員会																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>【人権全般】</p> <p>義務教育を十分に受けられなかった方に学習の機会を提供する。 城南中学校夜間学級と穴生・中学校夜間学級を運営する2つの団体に対して補助金を交付している。</p>																				
⑦令和4年度までの実施状況																				
平成17年4月夜間学級運営費補助事業を開始、1学級あたり年間100万円の補助金を交付																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>当初交付決定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17・18年度</td> <td>各学級100万円(合計200万円)</td> </tr> <tr> <td>平成19・20年度</td> <td>各学級150万円(合計300万円)</td> </tr> <tr> <td>平成21年度～</td> <td>各学級250万円(合計500万円)</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>城南中学校250万円・穴生・中学校191万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>城南中学校250万円・穴生・中学校186万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>城南中学校250万円・穴生・中学校188万円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>城南中学校250万円・穴生・中学校182万円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>城南中学校250万円・穴生・中学校182万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成21年度以降補助金交付額を上限250万円としたが、授業日数により交付額は増減</p>			年 度	当初交付決定額	平成17・18年度	各学級100万円(合計200万円)	平成19・20年度	各学級150万円(合計300万円)	平成21年度～	各学級250万円(合計500万円)	平成30年度	城南中学校250万円・穴生・中学校191万円	令和元年度	城南中学校250万円・穴生・中学校186万円	令和2年度	城南中学校250万円・穴生・中学校188万円	令和3年度	城南中学校250万円・穴生・中学校182万円	令和4年度	城南中学校250万円・穴生・中学校182万円
年 度	当初交付決定額																			
平成17・18年度	各学級100万円(合計200万円)																			
平成19・20年度	各学級150万円(合計300万円)																			
平成21年度～	各学級250万円(合計500万円)																			
平成30年度	城南中学校250万円・穴生・中学校191万円																			
令和元年度	城南中学校250万円・穴生・中学校186万円																			
令和2年度	城南中学校250万円・穴生・中学校188万円																			
令和3年度	城南中学校250万円・穴生・中学校182万円																			
令和4年度	城南中学校250万円・穴生・中学校182万円																			
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
<p>評 価</p> <p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>城南・穴生の「夜間学級」の前身で、在日韓国・朝鮮人を対象とする自主的な識字学習の場であった「よみかき教室・城野」「青春学校」に対し、教育委員会は、公民館や学校の余裕教室の使用について便宜を図るなどの支援を行っていた。しかし、識字学級の廃止や形式的卒業者の増加等の課題を受け、「義務教育卒業程度の学力を身に付ける機会を提供してほしい」という要望が各方面からあがるようになったため、広く一般に開放することを条件に財政支援を中心とした支援を開始した。</p> <p>補助金の交付によって、週3～5日学べる環境が確保され、生徒のレベルやニーズに沿った柔軟な学習内容が提供されるようになった。充実した環境の中で、生徒の学習意欲の向上が図られるとともに学習成果も上がるなど、夜間学級は何らかの理由で十分に義務教育を受けられなかった方にとって、大きな役割を果たしている。</p>																			
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>教育委員会としては、令和6年度開校予定の公立夜間中学の整備後も、生涯学習の位置付けのもと、補助金交付を中心とした支援を継続することが、最も現実的であり、かつ、夜間学級の生徒にとっても望ましい形であると判断している。補助金交付のほか、生徒募集等の広報活動など、できる限りの側面的支援を行っていく。</p>																				
⑩令和5年度以降の実実施計画																				
今後も引き続き、補助金交付及び支援を継続予定。																				

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-②-ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出		
②施策の方向性		
市民活動団体との連携・協働による多様な学習機会や実践活動の場の提供		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
市民・学校・企業との連携による教材・教具・作品づくり事業	平成29年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>【こども・障害】</p> <p>市民や企業、近隣の学校と特別支援学校が、協働で教材・教具・作品づくりを行うことにより、障害特性に応じた合理的配慮に関する理解を促進し、官民一体となった障害者理解を推進する。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>【実施校における取組】</p> <p>①小倉総合特別支援学校 市民ボランティアが、安定した姿勢で授業を受けることができるテーブルや本を読みやすくできる書見台などを作製し、学校に提供した。</p> <p>②八幡特別支援学校 複数の市民ボランティアが中学部の作業学習に参加し、造花作りの指導や作業学習の補助等を行った。</p> <p>③小倉北特別支援学校 複数の市民ボランティアが児童・生徒の自立活動の学習で活用する様々な教材・教具を作製し、学校に提供した。</p> <p>④門司総合特別支援学校 複数の市民ボランティアが、自立活動の学習に活用できる遊具を作製し、学校に提供した。</p> <p>⑤小池特別支援学校 市民ボランティアが体育科の学習や自立活動等で使う教材・教具を作製し、学校に提供した。</p> <p>⑥小倉南特別支援学校 市民ボランティアが高等部の生徒に裁縫の指導を行い、一緒に作品を作った。</p> <p>⑦八幡西特別支援学校 市民ボランティアの募集や実施方法の検討を行い、実施に至った。 ※令和4年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の学校において校内での実施を自粛した。</p> <p>【その他】</p> <p>・例年、特別支援学校・特別支援学級合同作品展(オンライン)において事業の成果物を紹介し、障害特性に応じた合理的配慮に関する理解促進を図っている。令和4年度は、同作品展(オンライン)において市民ボランティアによる作品を公開した。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>市民ボランティアの活動を通して、教材づくり事業を通してその教材を必要とする児童生徒の障害特性や個々の教育的ニーズ等について市民の理解を深めることができた。また、教材を児童生徒の実態に合わせてオーダーメイドで作成することから、個に応じた合理的配慮についての理解にもつながった。</p> <p>広く市民に対しては、特別支援学校・特別支援学級合同作品展(オンライン)において市民ボランティア作成の教材を紹介したことで、特別支援学校の児童生徒に必要な配慮や支援、市民と特別支援学校との交流についての理解を促進することができた。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>今後も引き続き、市民ボランティアの登録数を増やすとともに、市民ボランティアと特別支援学校の児童生徒との交流を推進する。市民に対して、障害児・障害者への合理的配慮に関する理解啓発を図る。</p>		
⑩令和5年度以降の実実施計画		
<p>令和5年度は、市民ボランティアによる児童生徒の障害特性に応じた、教材・教具・作品づくり活動を推進するためPR活動を行う(市民センターへのチラシ配付等)。あわせて、市民に向けた理解・啓発を一層充実させるために、各学校の取組を他校に広げたり、特別支援学校・特別支援学級合同作品展(オンライン)において、取組の意義や活動の様子を具体的に発信したりしていく。</p>		

①推進のための取組み						
第4章 2-(1)-②-ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出						
②施策の方向性						
市民活動団体との連携・協働による多様な学習機会や実践活動の場の提供						
③事業名	④実施期間	⑤所管局				
生涯学習推進コーディネーター配置事業	平成2年度～	市民文化スポーツ局				
⑥事業・取組みの内容						
【人権全般】						
1 事業目的 市民センター等での生涯学習活動の活性化を図るため、地域で生涯学習を推進できる人材を育成し、学習ニーズや人材等地域に関するさまざまな情報の収集と提供などを行う「生涯学習推進コーディネーター」を配置する。						
2 活動内容 (1)市民センター事業の企画・運営への参画 (2)館報の作成等情報提供事業への参画 (3)その他の市民センター事業への参画						
⑦令和4年度までの実施状況						
【市民センターへの配置数】						
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配置数	73館	67館	59館	60館	66館	48館
配置率	56.2%	51.5%	45.4%	46.2%	50.8%	36.9%
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由						
評価						
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	市民センターにおける生涯学習事業の支援や地域とのパイプ役として活動することにより、地域とのネットワークが形成できた。また、市民センターが地域の拠点であることを周知することにより、地域の方が市民センターに足を運び学ぶことで、地域の教育力の向上につながった。しかしながら、生涯学習推進コーディネーターの配置館数がなかなか増えないため、配置していない館長に生涯学習推進コーディネーターの必要性を伝えていく必要がある。					
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し						
市民センター館長に生涯学習推進コーディネーターの配置の意義・目的、効果に加え、人材の見つけ方等について周知していくとともに事業についても見直しを行う。また、コーディネーターの資質向上を図り、魅力を高めるための取組みの必要がある。						
⑩令和5年度以降の実施計画						
・継続実施 ・事業のあり方について見直しを行う。 ・生涯学習推進コーディネーターの資質向上を図り、魅力を高める研修を実施する。						

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

(1)人権教育

②社会教育

イ 地域交流活動の促進

地域活動やボランティア活動等への市民参画を促進し、個性や価値観が異なる人との交流等により相互理解を深め、人権問題への認識を深めていくよう促します。

〈施策の方向性〉

- ・市民の主体的な活動の支援
- ・地域活動等への青少年の参加促進
- ・地域・家庭の教育力向上の取組みの推進

①推進のための取組み												
第4章 2-(1)-②-イ 地域交流活動の促進												
②施策の方向性												
市民の主体的な活動の支援												
③事業名	④実施期間	⑤所管局										
ふれあいフェスタの開催(再掲) 第3章 2-(6) 第4章 2-(2)-①,⑤	平成17年度～	保健福祉局										
⑥事業・取組みの内容												
<p>【人権全般】</p> <p>人権に関する講演会やパネル展示、人権・福祉団体による出展(活動の紹介・展示・販売)などを行い、明るく楽しい雰囲気の中で人権の大切さについて考えるイベント。</p>												
⑦令和4年度までの実施状況												
<p>平成17年度から開催。 会場は、平成25年度までは西日本総合展示場新館、平成26年度からはウェルとばた。 平成27年度からは、ステージイベントを障害者芸術祭と共同開催している。</p> <p style="text-align: center;">【来場者数】 (単位:人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,400</td> <td>3,500</td> <td>0</td> <td>2,400</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">R2は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止</p>			H30	R1	R2	R3	R4	3,400	3,500	0	2,400	3,500
H30	R1	R2	R3	R4								
3,400	3,500	0	2,400	3,500								
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由												
評 価	<p>これまで、ステージイベントの実施やパネル展示等を通じて、多くの市民に人権問題を身近に考える機会を提供することができた。 「ふれあいフェスタ2022」の来場者アンケートでは、回答者の約92パーセントの方が「イベントに参加して、人権問題についての関心や理解が、『大変深まった』もしくは『おおむね深まった』と回答しており、高い啓発効果が得られたと考えられる。</p>											
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>												
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し												
<p>ブース出展やステージイベント等について、引き続き、人権について考えるきっかけづくりや来場者数の増加を見込める内容を検討する。</p>												
⑩令和5年度以降の実施計画												
継続実施												

①推進のための取組み																																						
第4章 2-(1)-②-イ 地域交流活動の促進																																						
②施策の方向性																																						
市民の主体的な活動の支援																																						
③事業名	④実施期間	⑤所管局																																				
自助グループ(セルフヘルプ・グループ)の支援(再掲) 第3章 2-(2),(6),(9) 第4章 2-(2)-①,⑤	平成11年度～	保健福祉局																																				
⑥事業・取組みの内容																																						
<p>【人権全般】</p> <p>自助グループ(セルフヘルプ・グループ)とは、同じ悩みや問題を抱える人が集うことにより、互いに悩みをわかち合い、わかりあえるという体験を通して、問題からの回復や悩みに対処する力を得るものである。周囲の人に対し、当事者が抱える依存症や精神障害といった問題への理解を求めるとを旨とする活動を行うグループもある。</p> <p>そこで、市民活動としての自助グループの活動を支援するとともに、市民に対し、自助グループの重要性と問題への理解を求めるとの啓発を行う。</p> <p>(1)セルフヘルプ・フォーラムの開催 市民に対し、自助グループの重要性と問題について啓発するとともに、自助グループに関する情報提供と自助グループとの出会いの場を提供することを目的に、体験発表・講演・モデルミーティング等を行う。</p> <p>(2)北九州セルフハート会議 北九州市を中心に活動する自助グループのネットワーク会議として開催。セルフヘルプ・フォーラムの実行委員会としての役割も果たす。また、毎年、各グループの情報をまとめた情報誌を作成し、市民へ配布している。</p>																																						
⑦令和4年度までの実施状況																																						
<p>(1)セルフヘルプ・フォーラム(平成11年度より年1回開催)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度※</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催日</td> <td>11月3日(土・祝)</td> <td>11月4日(月・祝)</td> <td>-</td> <td>11月3日(水・祝)</td> <td>11月3日(木・祝)</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>約220名</td> <td>約190名</td> <td>-</td> <td>87名</td> <td>101名</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止</p> <p>(2)北九州セルフハート会議(平成11年度より開催)毎月第4月曜日19:00～</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>10回</td> <td>10回</td> <td>7回</td> <td>7回</td> <td>11回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>延167名</td> <td>延124名</td> <td>延91名</td> <td>延82名</td> <td>延111名</td> </tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度※	令和3年度	令和4年度	開催日	11月3日(土・祝)	11月4日(月・祝)	-	11月3日(水・祝)	11月3日(木・祝)	参加人数	約220名	約190名	-	87名	101名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	回数	10回	10回	7回	7回	11回	参加人数	延167名	延124名	延91名	延82名	延111名
	平成30年度	令和元年度	令和2年度※	令和3年度	令和4年度																																	
開催日	11月3日(土・祝)	11月4日(月・祝)	-	11月3日(水・祝)	11月3日(木・祝)																																	
参加人数	約220名	約190名	-	87名	101名																																	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																	
回数	10回	10回	7回	7回	11回																																	
参加人数	延167名	延124名	延91名	延82名	延111名																																	
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																						
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>北九州セルフハート会議の活動を通して、市民活動としての自助グループの活動を支援し、さらにセルフヘルプ・フォーラムを開催することで、その情報や重要性を市民に情報提供することができた。また、各グループのメンバーが抱える悩み(障害・病気等)や問題について、同じような悩みを持つ市民と各グループとの出会いの場を提供する機会となっている。</p>																																					
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																						
<p>参加者や参加グループが固定化される傾向があるため、一般市民や新たなグループの参加が増えるよう広報する必要がある。</p>																																						
⑩令和5年度以降の実施計画																																						
<p>(1)セルフヘルプ・フォーラム 継続実施予定</p> <p>(2)北九州セルフハート会議 毎月1回開催</p>																																						

①推進のための取組み																				
第4章 2-(1)-②-イ 地域交流活動の促進																				
②施策の方向性																				
市民の主体的な活動の支援																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
やさしい精神保健福祉講座の開催	平成12年度～	保健福祉局																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>【障害】</p> <p>精神障害者の社会復帰・社会参加及び精神障害・疾患に対する一般市民の理解を促進するための講座を開催する。</p>																				
⑦令和4年度までの実施状況																				
<p>平成12年度～平成20年度は、「精神保健福祉ボランティア(入門)講座」として実施。 平成21年度は「こころサポーター養成講座」、平成22年度は「精神保健福祉サポーター養成講座」、平成29年度以降は「やさしい精神保健福祉講座」に名称を変更した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>年1回(4日×1回)</td> <td>年1回(4日×1回)</td> <td>年1回(2日×1回)</td> <td>年1回(3日×1回)</td> <td>年1回(3日×1回)</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>延80名</td> <td>延52名</td> <td>延23名</td> <td>延38名</td> <td>延36名</td> </tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	回数	年1回(4日×1回)	年1回(4日×1回)	年1回(2日×1回)	年1回(3日×1回)	年1回(3日×1回)	参加人数	延80名	延52名	延23名	延38名	延36名
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度															
回数	年1回(4日×1回)	年1回(4日×1回)	年1回(2日×1回)	年1回(3日×1回)	年1回(3日×1回)															
参加人数	延80名	延52名	延23名	延38名	延36名															
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>精神障害者の社会復帰・社会参加及び精神障害・疾患について一般市民に対し、直接的に啓発及び知識の提供を行う数少ない機会となっている。精神障害者を地域で支える土台づくりとしても一定の役割を果たしていると考えます。</p>																			
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>開催時期や周知方法に関わらず、参加人数は安定しない傾向にある。そのため、今後もできる限り多くの媒体を利用し、周知していく。</p>																				
⑩令和5年度以降の実施計画																				
継続実施予定																				

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-②-イ 地域交流活動の促進		
②施策の方向性		
地域活動等への青少年の参加促進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
心の教育推進事業(再掲)	第4章 2-(1)-①-イ	平成18年度～ 教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな体験を通して、自己の生き方についての考えを深める道徳教育を推進する。発達段階や連続性・一貫性を考えた幼稚園・小・中学校での豊かな体験活動、伝統文化に親しむ体験活動などに取り組む。 ○ 北九州市の郷土の文化と伝統を大切にする心の育成を行うため「北九州道徳郷土資料」や道徳科の教科書、文部科学省作成教材「私たちの道徳」、人権教育教材集「新版 いのち」等を活用し、道徳科の指導の充実を図る。 ○ 豊かな情操を養うため、感受性の豊かな中学生に対して芸術性の高い演劇・音楽・美術等の鑑賞の取組を行う。 		
⑦令和4年度までの実施状況		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統文化体験事業(小・中学生による伝統文化の体験活動) ○ 北九州道徳郷土資料、道徳科の教科書、私たちの道徳、新版 いのちの活用 ○ 中学生舞台芸術鑑賞教室 ○ 中学生音楽鑑賞教室 ○ 中学生美術鑑賞教室 		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校、家庭、地域との連携が一層図られるようになった。 ○ 幼児児童生徒の実態や発達段階に即して、人権の意義や内容についての理解を深めることができた。 ○ 自分を大切にするとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面での態度、行動に表れるように「心の教育」を推進することができた。 ○ 「北九州道徳郷土資料」を活用することで、郷土や地域を愛する心情が培われている。 ○ 芸術性の高い音楽・芸術・美術の鑑賞を通して、児童生徒の豊かな心を育むことに効果があった。 	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな心を育むためには、現在の事業の一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域等とのより一層の連携が必要である。 		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<p>継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統文化体験事業については、小・中・特別支援学校18校が実施する予定である。 ○ 文科省委託事業を活用した北九州市道徳教育推進事業を継続実施する。 		

①推進のための取組み														
第4章 2-(1)-②-イ 地域交流活動の促進														
②施策の方向性														
地域活動等への青少年の参加促進														
③事業名	④実施期間	⑤所管局												
青少年ボランティアステーション推進事業	平成14年度～	子ども家庭局												
⑥事業・取組みの内容														
<p>【人権全般】</p> <p>青少年の成長に欠かすことのできない様々な体験活動を通じ、社会の構成員としての規範意識やこども、高齢者、障害者など全ての人を思いやる心等、豊かな人間性を育むとともに、社会性や協調性を身につけることができるよう、青少年が行うボランティア体験活動を支援・促進する。</p>														
⑦令和4年度までの実施状況														
<p>【ボランティア体験者延べ人数】 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,387</td> <td>7,116</td> <td>6,943</td> <td>2,329</td> <td>2,973</td> <td>3,852</td> </tr> </tbody> </table>			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5,387	7,116	6,943	2,329	2,973	3,852
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度									
5,387	7,116	6,943	2,329	2,973	3,852									
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
<p>評価</p> <p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が少しずつ薄れてくる中、ボランティアの派遣依頼が屋外活動を中心に増えてきた。ボランティア実施数がコロナ禍以前の状況に戻りつつあり、地域の活性化を図るためのボランティア活動が充実してきた。</p> <p>そのような中、コロナ禍では実施することが困難だった、こどもや高齢者、障害者対象のイベントもかなり復活しており、地域活性化とともに様々な立場の市民が充実した社会生活を送れる状況に戻りつつある。</p>													
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
<p>・新型コロナウイルス感染症が「2類感染症」から「5類感染症」に移行してきたことにより、多くのイベント、事業が復活してきた。さらに新たなボランティア活動の依頼も来ているため、ボランティア活動募集状況の、申請手続きの効率化、中止・延期などの緊急情報提供等についてホームページの活用をさらに進める。</p> <p>・ボランティアを派遣する場を更に広げていく。特に青少年の人権意識を高めることができるようなイベントへのボランティア派遣依頼を積極的に受けたり、市長部局や各区で行われているイベント、行事にボランティアステーションの活動内容を理解してもらう広報を行っていく。</p>														
⑩令和5年度以降の実施計画														
継続実施														

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-②-イ 地域交流活動の促進		
②施策の方向性		
地域・家庭の教育力向上の取組みの推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
家庭・地域・学校パートナーシップ事業(再掲) 第4章 2-(1)-①-エ	平成14年度～	市民文化スポーツ局 教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
【人権全般】		
1 事業の目的 子どもの生きる力をはぐくみ、心豊かでたくましい子どもを育てるための体験活動の機会を充実させるとともに、家庭や地域の教育力の向上に向け、家庭教育に関する啓発や学習機会の提供を推進する。また、地域や家庭と学校が一体となって、教育力の向上に取り組む体制づくりを行う。		
2 事業の概要		
●家庭・地域への啓発事業 ア 北九州市子どもを育てる10か条普及促進、イ 家庭教育学級、ウ 子育てネットワークの充実		
●家庭・地域・学校の連携 エ 生き生きバリアフリー、オ 生活体験通学合宿、カ 地域・子ども交流事業		
⑦令和4年度までの実施状況		
ア 北九州市子どもを育てる10か条普及促進 出前講演実施箇所:2箇所 参加人数:30人 イ 家庭教育学級 市立幼稚園・小・中・特別支援学校家庭教育学級:199校 私立幼稚園・保育所家庭教育学級:40箇所 直営保育所:4箇所 ウ 子育てネットワークの充実 子育てサポーター登録者数 1,493名 サポーターリーダー数:208名 エ 生き生きバリアフリー 実施館(R04):2館 参加人数:149人 オ 生活体験通学合宿 実施館(R04):0館 参加人数:0人 カ 地域・子ども交流事業 実施館(R04):129館 参加人数:33,361人		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	・コロナ禍の中、感染症予防対策を徹底し、出来る範囲で異学年交流、地域の大人との世代間交流を行い、地域の子どもの見守り育てる意識の向上につながった。	
概ね指針どおり	・子どもや家庭を取り巻く環境が変化している中で、いつでもどこでも誰でも見ることができるウェブ漫画を作成し、家庭教育学級に参加できない保護者も含め、広く家庭教育の重要性の啓発を図り、あわせて子育て支援に関する情報を発信した。	
一部課題あり	・家庭教育学級の実施に当たっては、家庭環境やライフスタイルの変化等により、実施方法や内容の見直しを含めた検討が必要であるため、一部課題ありとした。	
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
・家庭教育学級では、市民センターが核となりながら、地域の家庭・学校・地域住民等の状況に応じた連携の仕組みが必要となる。また、新しい生活様式に対応し、学びを止めないためにオンラインを活用するなど多様な家庭教育学級の開催を検討する必要がある。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
・核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながり等、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、家庭教育学級のあり方について、引き続き検証を行っていく。 ・より多くの保護者に対する学習機会及び子育て支援に関する情報の提供を図るため、引き続きウェブ漫画を作成し配信を行う。		

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

(1)人権教育

②社会教育

ウ 指導者の育成

地域の実践活動において指導的役割を果たす人材の養成や資質向上に努めます。また、市民センター館長等の資質向上を図り、効果的な人権教育の推進に努めます。

〈施策の方向性〉

・社会教育関係団体等の指導者や市民センター館長等に対する研修の充実や情報提供、相談体制の充実

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-②-ウ 指導者の育成		
②施策の方向性		
社会教育関係団体等の指導者や市民センター館長等に対する研修の充実や情報提供、相談体制の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
ESD推進事業(再掲)	第3章 2-(2) 第4章 2-(1)-②-ア	平成18年度～ 環境局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>ESD(持続可能な開発のための教育)とは、持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが世界、将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、より良い社会づくりに参画するための教育である。人権問題は、その中の大きなテーマかつ課題の一つである。具体的には、ESD活動を通じて世界の人々との繋がりを意識しながら、男女の格差、貧困問題、障害者との関わり方など、あらゆる人権について考える場となっている。</p> <p>本市は、SDGs未来都市として、その基盤となる「持続可能な社会」の構築を図るため、市民、NPO、学校、企業、行政等からなる「北九州ESD協議会」を中心としてESDを推進している。当協議会は、国連大学から認定された九州初の「ESD推進拠点(RCE)」で、市民団体や大学をはじめ、環境活動や多文化共生等を行う93団体(令和5年3月現在)が会員となり、各専門分野を活かした活動やパートナーシップによる取組を進めている。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>○普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動者の意欲向上と優れた活動の発掘・普及を目的とし、北九州ESD協議会、北九州SDGsクラブとの協働により「2022北九州SDGs未来都市アワード」を実施した。市内を中心にSDGs・ESD活動に取り組む団体等13団体(応募数35団体)を表彰した。 ESD協議会のプロジェクトや会員の活動報告会を対面とオンラインで実施した。 イベント「ESDツキイチの集い」は、オンラインを含め5回(参加者約90名)実施した。 <p>○人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 韓国ESDスタディツアーの実施や、海外からの視察団の受け入れ等を通して、互いの文化交流を行った。 あらゆる世代の人たちの学びの機会となる出前講座を市民センター等で50講座実施した。 <p>○ESD協議会の運営体制の在り方を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークショップや準備委員会を設け、「会員が主体となる組織運営づくり」を目指して、運営体制の見直しを行った。 		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>新型コロナウイルス感染状況に応じて、様々なイベントや対面での会議等を対面や、オンラインで積極的に行うなど、新たな方法での事業を実施した。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
令和5年度は更なる新しい方法での事業の実施に取り組み、引き続き様々なステークホルダーとの協働によるESD活動の推進を図る。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> 新たな運営体制による会員同士の情報交換及び交流を通して、次世代の育成を図る。 ユースによる講座を市民センターや中学・高等学校等で実施する。 子どもたちを対象に、自然の中での体験を通して環境について学ぶイベント等を実施する。等 		

①推進のための取組み					
第4章 2-(1)-②-ウ 指導者の育成					
②施策の方向性					
社会教育関係団体等の指導者や市民センター館長等に対する研修の充実や情報提供、相談体制の充実					
③事業名	④実施期間	⑤所管局			
ゲートキーパー養成研修の実施（再掲） 第3章 2-(4) 第4章 2-(2)-②,③	平成20年度～	保健福祉局			
⑥事業・取組みの内容					
【人権全般】					
<p>地域において、自殺対策を広く効果的な推進を図ることを目的として、自殺防止のために早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成するため、次の3種の研修を行う。</p> <p>(1)区役所職員向け研修 (2)かかりつけ医うつ病対応力向上研修 (3)民生委員・ケアマネージャー等対象の研修</p>					
⑦令和4年度までの実施状況					
(1)職員向け研修					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	10回	7回	4回	5回	6回
参加人数	延727名	延590名	延383名	延555名	延453名
(2)かかりつけ医うつ病対応力向上研修					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	1回	1回	1回	1回	1回
参加人数	44名	43名	39名	33名	59名
(3)民生委員・ケアマネージャー等対象の研修					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	70回	80回	34回	53回	70回
参加人数	延2,771名	延3,074名	延694名	延1,381名	延2,533名
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由					
評価					
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>自殺対策の研修において、社会全体で取り組むべき問題として、自殺の現状、うつ病等の精神疾患、遺された人(自死遺族)への支援等について、正しい認識と理解を得られる機会となった。</p>				
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し					
<p>関係部署・窓口及び関係団体との連携を強化することで、効率的・効果的な事業展開を図ることが求められる。</p>					
⑩令和5年度以降の実実施計画					
<p>継続実施予定</p>					

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-②-ウ 指導者の育成		
②施策の方向性		
社会教育関係団体等の指導者や市民センター館長等に対する研修の充実や情報提供、相談体制の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
啓発指導者養成、啓発資料の作成・提供		教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>人権教育の講師・助言者の養成と資質の向上を図るために、市民センター館長、社会教育主事・主事補に対して人権等に関する研修を行うもの。 また、人権問題に対する市民の関心を高めるとともに、学習活動の充実を図るため、資料を作成又は購入し提供するもの。(平成21年度より本事業に統合)</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>●新任館長研修:4月 会 場:北九州市立生涯学習総合センター 対 象:市民センター新任館長及び新任社会教育主事・主事補 内 容:市民センターにおける人権学習について</p> <p>●館長研修:5月 会 場:北九州市立生涯学習総合センター 対 象:市民センター館長 内 容:市民センターにおける人権学習について</p> <p>●全市民センター及び社会教育主事・主事補への書籍の配付 ・「他者を感じる社会学」差別から考える 好井 裕明/著(筑摩書房) ・「はじめて学ぶLGBT 基礎からトレンドまで」石田仁/著(ナツメ社)</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評 価	市民センター館長、社会教育主事・主事補に研修を行い、市民センター等で行う人権教育の講師の養成、資質の向上に努めた。	
概ね指針どおり	全館長研修においては、人権に関する法律等の動向や人権学習における視聴覚教材の活用法、人権学習を行う際の留意事項等について学習し、理解を深めた。また、インターネットや市内での差別事件の実例などを取り上げながら、同和問題について注意喚起を行うとともに、差別解消に向けた本市の取組みや市民センターの役割等について再確認することもできた。	
一部課題あり	さらに地域での人権学習に役立つ書籍を購入し、全市民センターに配布することにより、人権市民講座の企画などで活用されている。	
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>人権にかかる啓発指導者を短期間に育成することは、内容の困難さ・広範さなどから、大変難しい状況にある。 指導者の育成に関しては、従来行ってきた「市民センター館長等研修」に加え、人権推進センターの実施する、「人権啓発推進者養成講座」(基礎編、発展編)、「人権啓発コーディネーター養成講座」と連携しながら、効果的な育成プログラムを提供していく必要がある。 また、指導者自身の自己啓発につながる資料等の提供も必要である。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<p>今後も、さまざまな機会を捉え、人権教育・啓発の指導者・助言者の養成に努めていく。 また、適正な啓発資料を選定し、提供する。</p>		

①推進のための取組み																																																								
第4章 2-(1)-②-ウ 指導者の育成																																																								
②施策の方向性																																																								
社会教育関係団体等の指導者や市民センター館長等に対する研修の充実や情報提供、相談体制の充実																																																								
③事業名	④実施期間	⑤所管局																																																						
成人教育(PTA指導者研修会)	昭和46年度～	教育委員会																																																						
⑥事業・取組みの内容																																																								
<p>【人権全般】</p> <p>PTA活動の主旨、目的について理解を深めるとともに、PTA活動に必要な知識、技能を習得することにより、健全なPTA活動の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 北九州市PTA指導者研修会(全市) 新たに単位PTAの会長、副会長及び広報担当委員長、委員になった者を対象に実施。</p> <p>① 会長副会長コース ② 広報コース</p> <p>(2) 市特別支援学校PTA連合会研修大会 (3) 各区小学校PTA連合会研修大会</p>																																																								
⑦令和4年度までの実施状況																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">参加人数</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">北九州市 PTA 協議会研修会 (全市)</td> <td>指導者研修</td> <td>414</td> <td>384</td> <td>437</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>広報研修</td> <td>202</td> <td>186</td> <td>169</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>動画再生回数 104回</td> </tr> <tr> <td>家庭教育講演会</td> <td>382</td> <td>579</td> <td>318</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>998</td> <td>1,149</td> <td>924</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td colspan="2">各区小・中学校 PTA 連合会研修会</td> <td>1,300</td> <td>1,191</td> <td>1,147</td> <td>0</td> <td>70</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別支援学校 PTA 連合会研修大会</td> <td>202</td> <td>163</td> <td>178</td> <td>125</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			参加人数		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	北九州市 PTA 協議会研修会 (全市)	指導者研修	414	384	437	0	0	92	広報研修	202	186	169	0	0	動画再生回数 104回	家庭教育講演会	382	579	318	0	0	38	計		998	1,149	924	0	0	130	各区小・中学校 PTA 連合会研修会		1,300	1,191	1,147	0	70	127	特別支援学校 PTA 連合会研修大会		202	163	178	125	0	0
参加人数		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																																																	
北九州市 PTA 協議会研修会 (全市)	指導者研修	414	384	437	0	0	92																																																	
	広報研修	202	186	169	0	0	動画再生回数 104回																																																	
	家庭教育講演会	382	579	318	0	0	38																																																	
計		998	1,149	924	0	0	130																																																	
各区小・中学校 PTA 連合会研修会		1,300	1,191	1,147	0	70	127																																																	
特別支援学校 PTA 連合会研修大会		202	163	178	125	0	0																																																	
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																																								
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>令和4年度は、広報研修会、指導者研修会、家庭教育講演会すべてが実施できた。広報研修会については、感染症対策のため、オンライン(オンデマンド)型での実施となった。他の二つの研修会については、参集型での実施ができた。</p>																																																							
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																																								
<p>北九州市PTA協議会と調整しながら、開催方法や研修内容等を工夫し、オンラインなど参加しやすい研修会を行うことが必要である。また、一方的な研修にならないよう、提供した情報を基に、参加者が考え、学習相談や市民の活動につなげていくことが課題である。</p>																																																								
⑩令和5年度以降の実施計画																																																								
<p>(1)北九州市PTA指導者研修会(全市) (2)市特別支援学校PTA連合会研修大会 (3)各区小・中学校PTA連合会研修大会</p>																																																								

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-②-ウ 指導者の育成		
②施策の方向性		
社会教育関係団体等の指導者や市民センター館長等に対する研修の充実や情報提供、相談体制の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
市民センター館長研修会(再掲) 第3章 2-(4),(9)	平成15年度 以前～	市民文化スポーツ局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>地域におけるコミュニティ活動や生涯学習活動について、必要な知識を学ぶとともに、館長の果たすべき役割について考える。また、地域づくりの拠点である市民センターの館長として必要な能力の向上を図る。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>毎年度実施している市民センター館長研修会において、人権に関するカリキュラムを実施した。 (令和4年度研修回数:1回)</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>市民センターで実施する人権学習の必要性について理解を深め、館長の資質向上を図ることができた。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>継続的な取組が必要。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<p>市民センター館長研修会において、人権に関するカリキュラムを引き続き実施。</p>		

①推進のための取組み			
第4章 2-(1)-②-ウ 指導者の育成			
②施策の方向性			
社会教育関係団体等の指導者や市民センター館長等に対する研修の充実や情報提供、相談体制の充実			
③事業名	④実施期間	⑤所管局	
北九州市女性リーダー国内研修事業	昭和38年度～	市民文化スポーツ局	
⑥事業・取組みの内容			
【女性】			
この事業は、ボランティアや地域活動、子育て支援やPTA等をされている方、また、生涯学習に興味があり、今後、新たに地域活動しようとする方を公募選考のうえ研修を行い、そこで専門的知識やその手法を学び、研修後は、学んだ成果を各々の活動のリーダーとして活かしていただくことを目指している。			
(1)事前研修 本市の生涯学習・まちづくり・男女共同参画・子育て支援・SDGs等について学習			
(2)視察研修 先進他都市の視察等			
(3)事後研修 視察研修を報告書にまとめ、報告会に向けた準備			
(4)報告会			
⑦令和4年度までの実施状況			
(1)昭和38年 「婦人国内研修」としてスタート 婦人団体・婦人学級からの推薦者を先進都市に派遣 婦人会活動・婦人の学習活動・婦人対象の教育活動を現地調査			
(2)昭和42年 推薦制から公募制に変更			
(3)昭和48年 婦人教育指導者セミナー修了を応募資格とする (現在の北九州市民カレッジ・地域力アップセミナー)			
(4)昭和55年 研修先に国立女性教育会館を追加			
(5)平成10年～ 事業名を「北九州市女性リーダー国内研修」に変更			
(6)平成29年 生涯学習課主催の「生涯学習指導者育成セミナー」修了が応募資格として加わる			
(7)平成30年 北九州市民カレッジ「社会教育・生涯学習基礎講座」修了が応募資格として加わる			
(8)令和2年 中止			
(9)令和3年 視察研修の行先を福岡県内の先進施設に変更			
(10)令和4年 中止			
	応募者	受講者	講座回数
令和2年度	－	－	中止
令和3年度	13名	13名	10回(3日間の視察研修を含む)
令和4年度	2名	－	応募者が少ないため中止
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由			
評価			
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	研修終了後は、北九州婦人教育研究会のメンバーとして生涯学習活動を行うほか、各区役所の地域・人づくりアドバイザー、地域・人づくり担当補佐や市民センター館長など地域のリーダーとして活躍される方が多く、当事業の成果を充分活かしているといえる。		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し			
より幅広く受講希望者を募るために、受講条件(特定の講座受講を必須とする)の緩和や研修内容のさらなる充実を図る。			
⑩令和5年度以降の実施計画			
引き続き、当事業のさらなる充実と地域リーダーの養成に努める。			

①推進のための取組み																										
第4章 2-(1)-②-ウ 指導者の育成																										
②施策の方向性																										
社会教育関係団体等の指導者や市民センター館長等に対する研修の充実や情報提供、相談体制の充実																										
③事業名	④実施期間	⑤所管局																								
人権啓発推進者養成講座等の実施	平成17年度～	保健福祉局																								
⑥事業・取組みの内容																										
<p>【人権全般】</p> <p>行政、地域、企業等における人権研修・人権啓発担当者を対象に、人権啓発推進者に必要な知識の習得などを目的として実施している。この講座を通して、人権問題についての知識を深めるとともに、効果的な研修計画実施の手法などを幅広く学び、今後の人権啓発活動の実践に役立てるものである。</p>																										
⑦令和4年度までの実施状況																										
<p>「人権啓発推進者養成講座」を実施しており、概ね、年3回、基礎編、発展編及び人権啓発コーディネーター養成講座を開催している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度人権啓発コーディネーター養成講座、令和2年度の全講座を中止、令和3年度人権啓発コーディネーター養成講座を通信講座とした。</p>																										
<p>【修了者数】 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎編</td> <td>38</td> <td>41</td> <td>-</td> <td>84</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>発展編</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>56</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>人権啓発コーディネーター養成講座</td> <td>19</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>11</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>			区分	H30	R1	R2	R3	R4	基礎編	38	41	-	84	54	発展編	25	15	-	56	31	人権啓発コーディネーター養成講座	19	-	-	11	30
区分	H30	R1	R2	R3	R4																					
基礎編	38	41	-	84	54																					
発展編	25	15	-	56	31																					
人権啓発コーディネーター養成講座	19	-	-	11	30																					
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																										
評価	<p>研修を受講することにより、企業の人権研修担当者の資質向上が図られ、効果的な人権研修の実施や人権に配慮した企業活動が行えるようになっている。また、市民センター館長等の研修修了者数も増え、各地域で人権啓発事業が実施されている。</p> <p>令和4年度は、人権啓発コーディネーター養成講座を対面で4年ぶりに実施した。令和元年度以降の発展編修了者の中から30人受講し、受講者全員をコーディネーター養成講座修了者として認定したことは、各地域・職域で人権啓発を行う人材育成の充実ができたと思われる。</p>																									
概ね指針どおり																										
一部課題あり																										
課題あり																										
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																										
人権研修担当者の資質向上のため、必要に応じて研修プログラムの見直しを行い更なる充実を図りたい。																										
⑩令和5年度以降の実施計画																										
継続実施																										